

2009年2月26日 全7頁

# 事業報告の

## 会社法施行規則等改正案

制度調査部  
横山 淳

### [要約]

- 2009年1月29日、法務省は会社法施行規則等の改正案を公表した。
- 事業報告に関する改正としては、例えば、次のような事項が盛り込まれている。①役員の兼職等を「重要な兼職の状況」としてまとめて記載。②事業年度終了後の役員・会計監査人の辞任・解任についても記載。③大株主は上位10名を記載。
- 施行時期については、2009年4月1日が予定されている。実際の適用は、施行日後に末日が到来する事業年度の事業報告（3月決算の場合、2010年3月期事業報告）から予定されている。

### はじめに

○2009年1月29日、法務省は「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」（以下、会社法施行規則等改正案）を公表し、意見募集手続（パブリック・コメント）を実施している<sup>1</sup>。その主な内容は、次の通りである。

1. 会社法施行規則の改正
  - ①株式に係る規律の改正
  - ②株主総会参考書類に係る規律の改正
  - ③事業報告に係る規律の改正
  - ④その他の改正
2. 会社計算規則の改正
  - ①企業結合会計基準等の公表に伴う改正
  - ②財務諸表規則等の改正に伴う整備
  - ③その他の改正

○本稿では、これらのうち「1. 会社法施行規則の改正」のうち「③事業報告に係る規律の改正」について紹介する。

<sup>1</sup> e-Gov ウェブサイト (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300080050&OBJCD=&GROUP=>) に掲載されている。なお、意見募集の期限は2009年2月27日とされている。

- 事業報告とは、会社の状況に関する重要な事項などを内容とする報告である。会社法以前の旧商法の下では「営業報告書」と呼ばれていた。
- 会社は、各事業年度について計算書類と共に事業報告を作成し<sup>2</sup>、定時株主総会においてその内容を報告することが義務付けられている（会社法 435、438 条）。取締役会設置会社の場合、取締役会決議による承認を行った事業報告を、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対して提供することも求められている（会社法 436、437 条）。
- 事業報告の記載事項は、会社法施行規則で詳細に定められている。今回の会社法施行規則等改正案では、事業報告の記載事項のうち、次の事項について改正が行われている。

- ①役員の兼職等に関する開示
- ②役員・会計監査人の辞任・解任に関する開示
- ③大株主の開示
- ④「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の開示
- ⑤その他

## 1. 役員の兼職等

- 会社法上の公開会社（譲渡制限のない株式を発行している会社のこと）は、その事業報告において、その会社の「会社役員に関する事項」を記載することが求められている（会社法施行規則 121 条）。
- 「会社役員に関する事項」の中に、会社役員<sup>3</sup>の兼職等の状況に関する情報の開示が求められている（会社法施行規則 121 条 3、8 号、会社法施行規則等改正案では同 121 条 7 号）。その趣旨は、「その者がどの程度会社の会社役員として勢力を集中しているかを推測する材料となるとともに、利益相反が生じる可能性を判断できるようにするため」<sup>4</sup>と理解されている。
- 今回の会社法施行規則等改正案では、記載すべき会社役員の兼職等の状況に関する情報を次のように改めることとしている。

現行	改正案
<u>①会社役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実</u>	<u>(削除)</u>
②その事業年度に係る会社役員（会計参与を除く）の重要な兼職の状況（前記①に掲げる事項を除く）	○その事業年度に係る会社役員（会計参与を除く）の重要な兼職の状況

<sup>2</sup> 事業報告は、監査役（委員会設置会社の場合は監査委員会）による監査対象となるが、会計監査人による監査対象とはならない（会社法 436 条 1、2 項）。

<sup>3</sup> 会社法施行規則上、会社役員の範囲は「取締役、会計参与、監査役及び執行役」と定められている（会社法施行規則 2 条 3 項 4 号）。

<sup>4</sup> 弥永真生「コンメンタール 会社法施行規則・電子公告規則」（商事法務、2007 年）p. 676、683。

○つまり、現行の会社法施行規則の下では、①「他の法人等の代表者その他これに類する者」と、②それ以外の「重要な兼職の状況」に分けて開示が行われている。

○それを今回の会社法施行規則等改正案では「重要な兼職の状況」として一本化することとしているのである。その趣旨について、法務省は「兼職等に関する開示の合理化」と説明している。

## 2. 役員・会計監査人の辞任・解任

○公開会社は、辞任・解任（株主総会・種類株主総会の決議による解任を除く）された会社役員・会計監査人がある場合には、事業報告の「会社役員に関する事項」の中で、その辞任・解任された会社役員・会計監査人に関する情報開示を行うことが求められる（会社法施行規則 121 条 7 号、126 条 9 号、会社法施行規則等改正案では同 121 条 6 号、126 条 9 号）。

○その趣旨は、会社役員・会計監査人の辞任・解任という例外的事態、異常事態について「株主等の注意を喚起しようとするもの」<sup>5</sup>と理解されている。

○今回の会社法施行規則等改正案では、会社役員・会計監査人の辞任・解任について記載すべき事項を次のように改めることとしている。

### 【会社役員の辞任・解任】

現行	改正案
<p>当該事業年度中に辞任した会社役員又は解任された会社役員（※1）があるときは次の事項</p> <p>イ 辞任・解任された会社役員の氏名（※2）</p> <p>ロ 監査役（会計参与）の辞任・解任について監査役（会計参与）の意見が<u>あったときは</u>、その意見の内容</p> <p>ハ 辞任した監査役（会計参与）がその辞任について述べる理由があるときは、その理由</p>	<p>辞任した会社役員又は解任された会社役員（※1）があるときは次の事項</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 監査役（会計参与）の辞任・解任について監査役（会計参与）の意見が<u>あるときは</u>、その意見の内容</p> <p>ハ 同左</p>

（※1）株主総会・種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。

（※2）会計参与の場合は、氏名又は名称。

### 【会計監査人の辞任・解任】

現行	改正案
<p>当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（※1）があるときは次の事項</p> <p>イ 辞任・解任された会計監査人の氏名又は名称</p> <p>ロ 監査役（※2）による解任の場合は、その理由（※3）</p> <p>ハ 会計監査人の辞任・解任について会計監査人の意見が<u>あったときは</u>、その意見の内容</p> <p>ニ 辞任した監査役（会計参与）がその辞任について述べる理由があるときは、その理由</p>	<p>辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（※1）があるときは次の事項</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> <p>ハ 会計監査人の辞任・解任について会計監査人の意見が<u>あるときは</u>、その意見の内容</p> <p>ニ 同左</p>

（※1）株主総会・種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。

<sup>5</sup> 前出弥永（2007）p. 682、714。

- (※2) 監査役会設置会社の場合は監査役会（会社法 340 条 4 項）、委員会設置会社の場合は監査委員会（同 5 項）。
- (※3) 監査役による会計監査人の解任は、次のいずれかの理由に該当する場合にのみ認められる（会社法 340 条 1 項）。
- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
  - ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

○会社法施行規則等改正案では、「当該事業年度中」という文言が削除されている。そのため、事業報告の対象となっている事業年度終了後に辞任・解任された会社役員・会計監査人についても記載することを明確化したものと考えられる。

○事業報告は、開示対象となる会社役員の範囲を、事業年度単位ではなく、定時株主総会を基準に定めている。即ち、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以後に在任していたもの」を開示対象となる会社役員として定めている（会社法施行規則 119 条 2 号）。従って、直前定時株主総会以前の会社役員の辞任・解任については、その者は直前定時株主総会后、在任していないのであるから、そもそも事業報告の記載対象とならないと考えられる。

○そのこととバランスをとるという意味では、事業年度終了後の会社役員の辞任・解任についても記載を求めて、事業年度単位ではなく、直前の定時株主総会から次の定時株主総会までを一つの単位とすることには一定の整合性があるように思われる。

○なお、会計監査人については、前述の会社役員のような開示範囲の規定は設けられていないため、同様に考えることは難しいかもしれない。しかし、事業年度終了後の会計監査人の辞任・解任は、次の定時株主総会で報告されるべき決算の監査プロセスに重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、株主等の注意を促す観点から、事業報告への記載を求めるものと思われる。

### 3. 大株主の開示

○公開会社は、事業報告において、その会社の「株式に関する事項」を記載することが求められている（会社法施行規則 122 条）。今回の会社法施行規則等改正案では、記載すべき「株式に関する事項」を次のように改めることとしている。

現行	改正案
①事業年度末日において発行済株式（※1）の総数の10%以上の株式を有する株主の氏名、名称、その株主の有する株式の数（※2）	①事業年度末日において発行済株式（※1）の総数に対するその有する株式数の割合の上位10名の株主の氏名、名称、その株主の有する株式の数・割合（※3）
②前記①のほか、株式に関する重要な事項	② 同左

(※1) 自己株式を除く。

(※2) 種類株式発行会社にあつては、株式の種類、種類ごとの数。

(※3) 種類株式発行会社にあつては、株式の種類、種類ごとの数、種類ごとの有する種類株式の割合。

○つまり、現行の「10%以上保有する大株主」の開示を、「上位10名の大株主」の開示に変更しようというものである。

○実は、（会社法以前の）旧商法（旧商法施行規則）の下では、（旧）営業報告書において「上位七名以上の大株主及びその持株の数並びに当該大株主への出資の状況（議決権の比率を含む。）」を記載することが求められていた（旧商法施行規則 103 条 1 項 7 号）。それが会社法・会社法施行規則の制定・施行に伴い、現行の「10%以上保有する大株主」と改正されていたのである。

- 「上位7名」が「10%以上」改正された趣旨については、立法担当者からは「上位七名という基準に特に合理性がないことに加え、実務的には算定に困難を伴う場合があるという指摘がある」<sup>6</sup>ことを踏まえたものという説明がなされている。
- しかし、現在の「10%以上」という基準については「10%以上保有する株主は上場会社の場合は少ない」との批判もあり<sup>7</sup>、情報開示としての実効性に疑問が呈せられていた。今回の会社法施行規則等改正案は、こうした指摘を受けて、改めて「上位〇名の大株主」の開示に方針を戻すものと言えるだろう。
- 旧商法（旧商法施行規則）の「上位7名」ではなく、「上位10名」とされている理由は明らかにされていない。おそらく金融商品取引法上の有価証券報告書における「大株主の状況」の開示が、「所有株式数の多い順に10名程度について記載」とされていることとバランスをとったものではないかと思われる（企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式記載上の注意(25)b）。
- なお、旧商法（旧商法施行規則）で記載が求められていた「当該大株主への出資の状況」は、今回の会社法施行規則等改正案にも盛り込まれていない。
- そもそも会社法・会社法施行規則の制定・施行に伴い、「当該大株主への出資の状況」が記載事項から削除されたことについては、「株式会社にとって容易に把握でき、そのような記載にはスペースも要しないので、その開示を要求しないこととした理由は不明である」<sup>8</sup>との指摘がある。
- 株式の相互保有状況などを確認できる「当該大株主への出資の状況」は、株主にとっても重要な情報だと考えられる。その意味でも、記載を求めるべきか否かについて議論が今後も残ることとなるだろう。

#### 4. 「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

- 会社が「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めている場合は、事業報告において開示することが求められる。
- これは、いわゆる買収防衛策の開示と呼ばれているが、厳密には、より広い意味での会社の支配に関する基本方針、例えば「株式を上場していることの意義、中長期的な視点をも踏まえた会社の経営方針（企業価値の維持・増大やこれに対する市場の評価に対する取組み等を含む）等の具体的な取組みや支配のあり方に係る背景的事情をも勘案した基本方針」<sup>9</sup>に関する開示だと説明されている。
- 具体的に事業報告に記載すべき事項は会社法施行規則で定められている（会社法施行規則127条、会社法施行規則等改正案では同118条3号）。今回の会社法施行規則等改正案では、いわゆる買収防衛策開示として事業報告に記載すべき事項を次のように改めることとしている。

<sup>6</sup> 相澤哲・郡谷大輔「事業報告〔下〕」（『商事法務 No. 1763』2006年4月5日号）p. 14。

<sup>7</sup> 前出弥永（2007）p. 686。なお、同書では、「上場会社における株式分布を考慮に入れ、かつ、会社法上の少数株主権の行使要件を踏まえれば、3%以上というあたりが合理的であったのではないかと指摘している。

<sup>8</sup> 前出弥永（2007）p. 686。

<sup>9</sup> 前出相澤・郡谷（2006）p. 16。

現行	改正案
<b>①基本方針の内容</b>	<b>①基本方針の内容の概要</b>
②次に掲げる取組みの具体的な内容 a. その会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み b. 基本方針に照らして不適切な者によってその会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み	② 同左
③前記②の取組みの次に掲げる要件への該当性に関するその会社の取締役（※1）の判断及び <u>その判断に係る理由</u> （※2） a. その取組みが基本方針に沿うものであること b. その取組みがその会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと c. その取組みがその会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと	③前記②の取組みの次に掲げる要件への該当性に関するその会社の取締役（※1）の判断及び <u>その理由</u> （※2） a. 同左 b. 同左 c. 同左

（※1）取締役設置会社の場合は、取締役会。

（※2）理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。つまり、形式的に社外役員が存在するというだけでは、判断の理由とはならない<sup>10</sup>。

○前記①の改正の趣旨について、法務省は、基本方針の内容開示に当って「その概要の開示で足りることの明確化」と説明している。

○前記③の改正の趣旨については明確な説明はないが、形式的・技術的な語句修正で実態的な内容変更ではないものと思われる。

## 5. その他

○会社法施行規則等改正案では、上記のほか、例えば、事業報告に関して次のような改正が盛り込まれている。

<p>①事業報告の記載内容に関する規定の条文構成の整理</p> <p>◇事業報告の記載内容に関する規定が、次のような区分に整理し直されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—全ての会社に適用される「通則」</li> <li>—公開会社に適用される規定</li> <li>—会計参与設置会社に適用される規定</li> <li>—会計監査人設置会社に適用される規定</li> </ul> <p>②次の事項について、前記1. の役員の兼職等に関する開示の改正を踏まえた改正が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公開会社の事業報告における社外役員の兼職等の開示（会社法施行規則124条1、2号）</li> <li>◇公開会社の事業報告の附属明細書における業務執行取締役などの兼職の状況の明細の開示（会社法施行規則128条）</li> </ul>
---

<sup>10</sup> 前出相澤・郡谷（2006）p. 17、前出弥永（2007）pp. 721-722 など。

## 6. 実施時期

- 法務省は、今回の会社法施行規則等改正案について、2009年2月27日まで意見募集を行っている。
- 意見募集終了後、寄せられた意見を踏まえて、最終的な会社法施行規則等の改正を行い、2009年4月1日に施行することが予定されている。
- なお、実際の適用に当たっては、「施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最初のものに係る事業報告については、なお従前の例による」という経過措置を設けることが予定されている。
- その結果、3月決算会社の場合、改正後の会社法施行規則が適用されるのは、2010年3月期事業報告からということになるだろう。2009年3月期事業報告については、改正前の規定が適用されるものと考えられる。